

# SRI・ジャパン・オープン

## 《愛称：グッドカンパニー》

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

#### ■ 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)

### 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号  
設立年月日：1986年11月1日  
資本金：20億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：17兆51億円  
(資本金、運用純資産総額は2025年7月31日現在)

#### ■ 受託会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

### 三井住友信託銀行株式会社

#### ■ 照会先

 **三井住友トラスト・アセットマネジメント**

 ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

 フリーダイヤル：**0120-668001**  
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



#### SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。  
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型投信   | 国内     | 株式                |

| 属性区分           |      |        |           |
|----------------|------|--------|-----------|
| 投資対象資産         | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態      |
| その他資産<br>((注)) | 年1回  | 日本     | ファミリーファンド |

(注)投資信託証券(株式 一般)

※ 商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

| ESG分類   |
|---------|
| ESG投信です |

この目論見書により行うSRI・ジャパン・オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月24日に関東財務局長に提出しており、2025年9月25日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。



## ファンドの目的

わが国の株式に投資を行い、中長期的にベンチマークであるTOPIX(東証株価指数)(配当込み)を上回る投資成果を目指します。

### ファンドの 特色 1

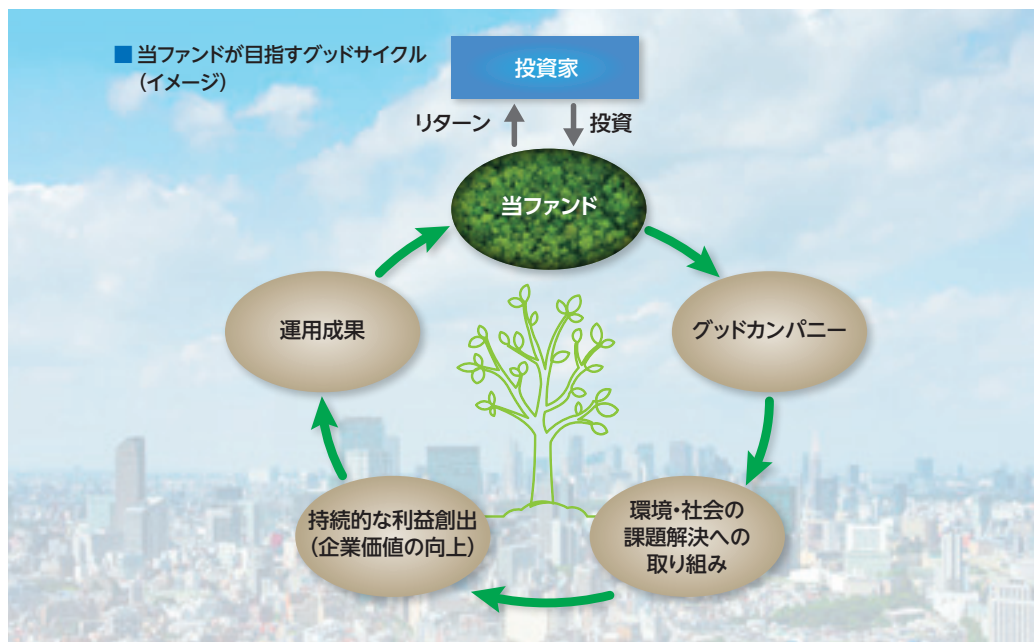
CSR(企業の社会的責任)を積極的に果たす企業に投資します。

- 企業の社会的責任(CSR)を重視した投資手法により運用を行うSRI(社会的責任投資)ファンドです。
- CSRとは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、積極的に責任を果たしていくことをいいます。企業は利益を上げること(経済的責任)に加え「環境的責任」「社会的責任」「法的責任」(ESG\*)を果たすことが求められています。
- \*ESG:「Environment(環境)」「Social(社会)」「Governance(企業統治)」の頭文字をとったもの。
- 銘柄選定にあたっては、経済的責任に加えESGを投資対象選定の主要な要素としています。
- 株式相場の下落の可能性が高いと判断した場合には、株式への実質的な投資比率を引き下げよう努めます。

CSR(企業の社会的責任)を積極的に果たす企業の発掘のポイント

企業が持続的に利益を創出する上で

- ①事業活動において環境や社会に与える負荷に対して適切に対処すること
- ②環境や社会の課題解決に資する製品・サービスの提供に挑戦し、そして実現すること



※グッドカンパニーとは、CSR(企業の社会的責任)を積極的に果たす企業です。

※上記は当ファンドが目指すグッドサイクルのイメージ図であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■CSR:「企業の社会的責任」のことです。Corporate(企業の)Social(社会的)Responsibility(責任)の略語です。

■SRI:「社会的責任投資」のことです。Socially(社会的)Responsible(責任)Investment(投資)の略語です。



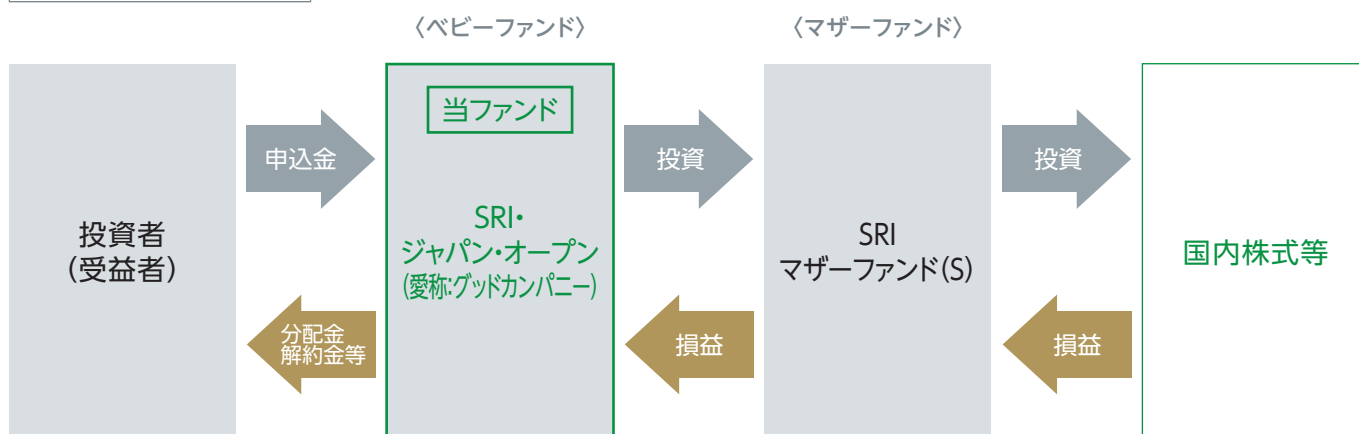
## ✓ ファンドの目的・特色

### ファンドの 特色 2

わが国の株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●ベンチマークはTOPIX(東証株価指数)(配当込み)です。

### ファンドのしくみ



### ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

### ＜マザーファンドの概要＞

| マザーファンド        | 主な投資対象・投資地域 | 運用の基本方針                                                                   |
|----------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| SRI マザーファンド(S) | わが国の株式      | この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的にベンチマークであるTOPIX(東証株価指数)(配当込み)*を上回る投資成果をめざします。 |

※「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(以下、「配当込みTOPIX」という。)の指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

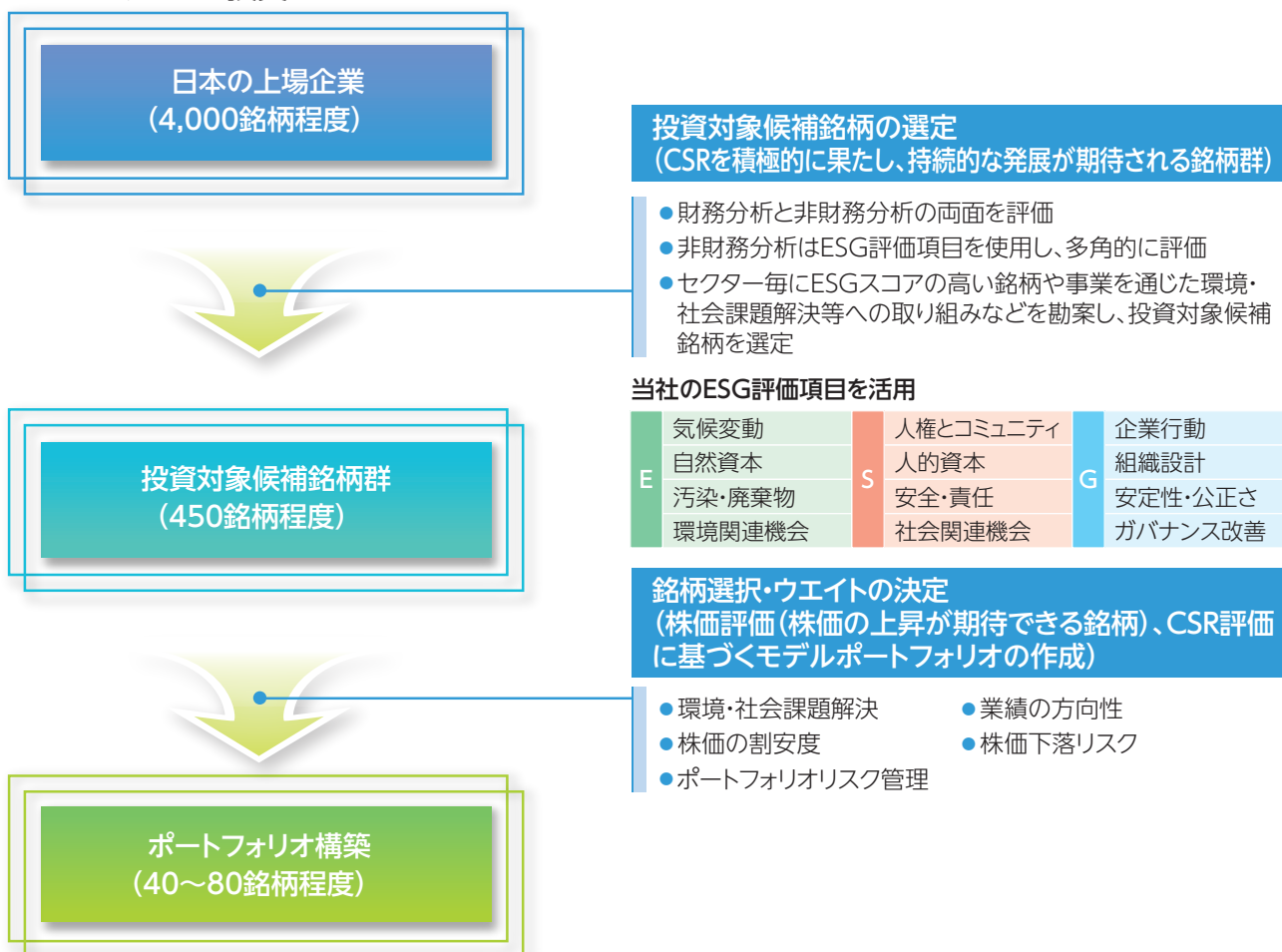


### ファンドの 特色 3

中長期にわたって安定的な成長が期待できる銘柄を選別します。

- CSR(企業の社会的責任)を「環境的責任」「社会的責任」「法的責任」(ESG)、そして「経済的責任」の4つの評価軸から多面的に評価します。
- ESG評価では、持続可能性に向けた重要な課題と考える12のESG評価項目を設定し、定量評価と定性評価を組み合わせてESGスコアを算出、セクター毎にスコアの高い銘柄を投資対象銘柄候補としています。

### マザーファンドの投資プロセス



※このような銘柄選定はSRI(社会的責任投資)型といいます。  
※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

### 分配方針

- 原則として、毎年12月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
  - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
  - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## ✓ ファンドの目的・特色

### <ご参考情報>

#### (1) ESG投信の考え方

当社が設定・運用を行うファンドのうち、以下の3つの基準を全て満たすファンドをいい、運用にESGの観点を重点的に織り込むとともに、ESGに関する開示を充実させているファンドです。

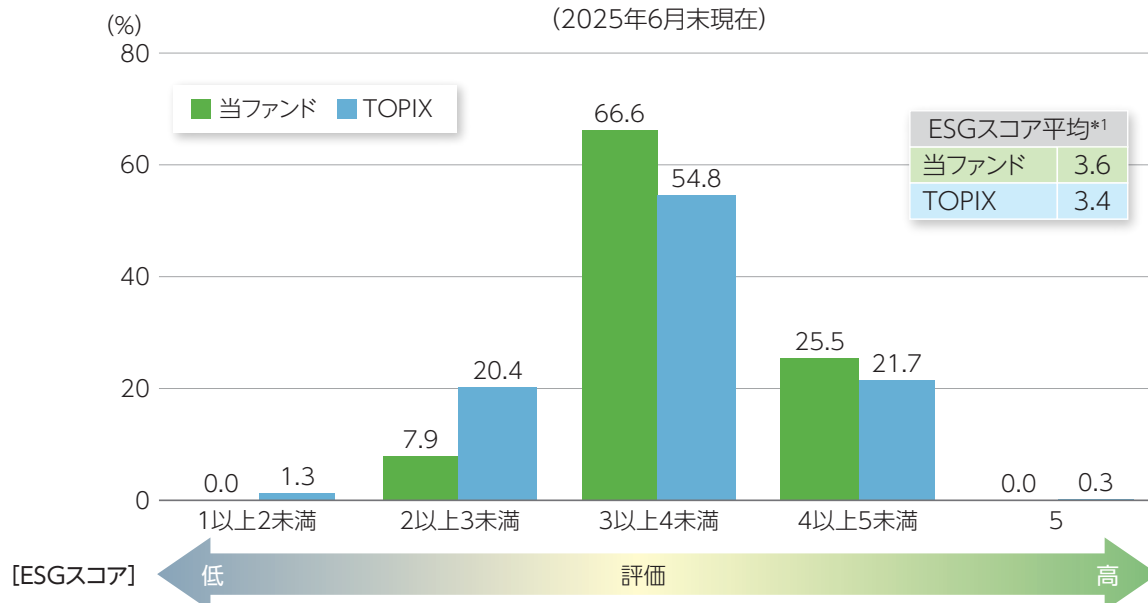
当ファンドはESG投信の基準を満たしています。

| 項目           | 当社のESG投信の認定基準                                                | 当ファンドの取り組み                                                                                                                                 |
|--------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ESG投資手法の適用   | ポートフォリオの特性に応じて適切なESG投資手法を用い、それを運用プロセスにおいて明示的かつ体系的に組み込んでいること。 | 運用プロセスにおいて以下のESG投資手法を組み込んでいます。<br>①ESGインテグレーション:「ESGネガティブスクリーニング」「ESGポジティブスクリーニング」「ESGに関する情報のインテグレーション」<br>②アクティブオーナーシップ:「エンゲージメント」「議決権行使」 |
| ESG特性とその測定   | ポートフォリオがESG特性を有し、そのESG特性が測定可能であること。                          | ポートフォリオとベンチマークのESG特性値(自社ESGスコア)を測定、比較します。                                                                                                  |
| ESGに関する適切な開示 | ESG特性の測定結果を含む当該ポートフォリオについて、ESGに関する適切な開示を行えること。               | ベンチマーク対比でのポートフォリオの自社ESGスコアが優位であることを開示します。                                                                                                  |

※上記基準内容は、今後変更になる場合があります。

#### 当ファンドとTOPIXの自社ESGスコアの分布

(2025年6月末現在)



\*1 ESGスコア平均とは、各銘柄に付与した当社独自のESGスコアを当ファンドおよびTOPIX\*2の構成比率に基づき加重平均したもの。ESGスコア分布とは、各スコア評点の全体に占める割合(分布)を表したものです。

\*2 TOPIXについては、自社ESGスコアを付与した銘柄だけを用いて算出。自社ESGスコアのTOPIXに対する付与率(カバー率)は時価総額ベースで98%以上を占めます。

※当ファンドは、マザーファンドベース、対現物株式構成比です。



## (2) 投資対象選定の主要な要素となるESGの具体的な内容について

重要なESG課題を12項目からなる「ESGマテリアリティ」として特定しています。SDGsなどを考慮し、当社が行う投資先のESG評価、エンゲージメント活動や議決権行使判断などに反映しています。そしてこれらESG評価、及びエンゲージメント活動・議決権行使はいずれも当ファンドに活用、あるいは適用されています。

当社では投資先の価値向上や持続的成長を推進する上で重要であるとするESG課題を12項目掲げ、定義を明確化しています。

ESGマテリアリティに基づいたESG評価を用いて、投資ユニバース等に対して自社ESGスコアを付与しています。

|     | E      | S         | G       |
|-----|--------|-----------|---------|
| リスク | 気候変動   | 人権とコミュニティ | 企業行動    |
|     | 自然資本   | 人的資本      | 組織設計    |
|     | 汚染・廃棄物 | 安全・責任     | 安定性・公正さ |
| 機会  | 環境関連機会 | 社会関連機会    | ガバナンス改善 |

## ✓ ファンドの目的・特色

### (3) 当社のスチュワードシップ活動

責任ある機関投資家として、投資リターンの最大化を目指します。スチュワードシップ活動は当ファンドのみならず当社の取り組みです。

当社は「責任ある機関投資家」として、エンゲージメント、議決権行使、投資の意思決定におけるESGの考慮を3つの柱としてスチュワードシップ活動を推進しています。投資先企業の企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を行うことを通じ、お客さまからお預かりしている資産の中長期的な投資リターンの最大化を目指します。そして、その全ての基盤がフィデューシャリー・デューティーの実践です。当社は、スチュワードシップ活動に関する利益相反の適切な管理がフィデューシャリー・デューティーの向上につながると考え、利益相反管理を適切に行っております。

#### 投資リターンの最大化

投資先の企業価値向上

3

##### 投資意思決定におけるESGの考慮

投資の意思決定においてESGを考慮することにより、お客さまの資産の中長期的な投資リターンの最大化を目指します。

1

##### エンゲージメント

「企業にベストプラクティスを求める機会」と位置付けて、中長期的な企業価値向上に資する意見表明を行います。

2

##### 議決権行使

「ガバナンスのミニマム・スタンダードを求める機会」と位置付けて、透明性の高い判断プロセスに則り、適切に行使をしています。



1 2 3 を支える基盤

#### 「フィデューシャリー・デューティーの実践」[利益相反管理]

「三井住友トラストグループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に基づき、お客さま本位の商品・サービスの提供に向けた取り組みを進めます。



当社の責任ある機関投資家としての取り組みはスマートフォンで左記コードを読み取るかアドレスを入力することでご確認いただけます。  
[https://www.smtam.jp/institutional/stewardship\\_initiatives/](https://www.smtam.jp/institutional/stewardship_initiatives/)

### (4) 自社ESGスコアについて

自社ESGスコアは、顧客(受益者)の中長期的な投資リターン(投資収益)の最大化やダウンサイドリスクの抑制を目的として、国や企業等に対してESG課題が与える機会やリスクへの影響を分析し、投資家視点でESGの観点から付与する当社の投資評価指標です。

当社が重要と考えるESG課題(ESGマテリアリティ)を評価項目として、定量・定性の両面から総合的に評価し、1(最低)～5(最高)で表したもので、このスコアを使用して組み入れを検討します。

※上記内容は、今後変更になる場合があります。





## 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

|           |                                                                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク   | 株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。                                                                       |
| 信用リスク     | 有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。                                   |
| ESGの投資リスク | ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素としており、ESG評価が相対的に高い企業の発行する有価証券を選別して組み入れます。ESG評価と短期的な有価証券の値動きには必ずしも関連性があるわけではありません。また、ESG評価がファンドの収益源となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合もあります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

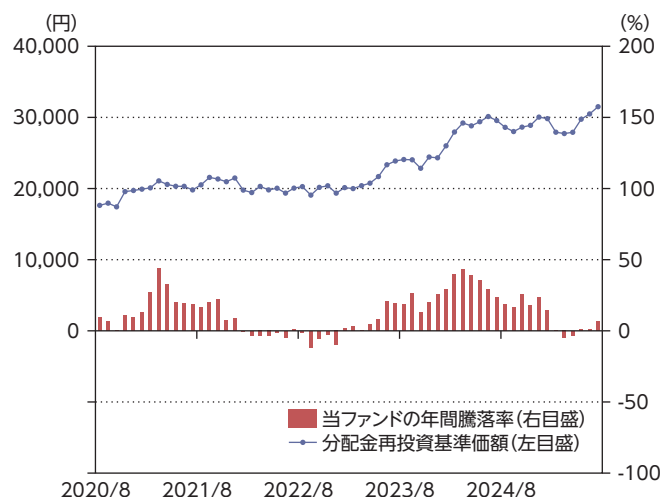
## リスクの管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## 【参考情報】

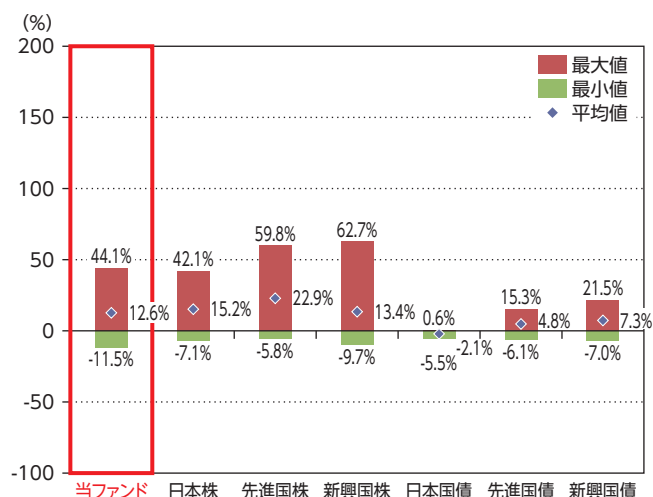
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2020年8月～2025年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

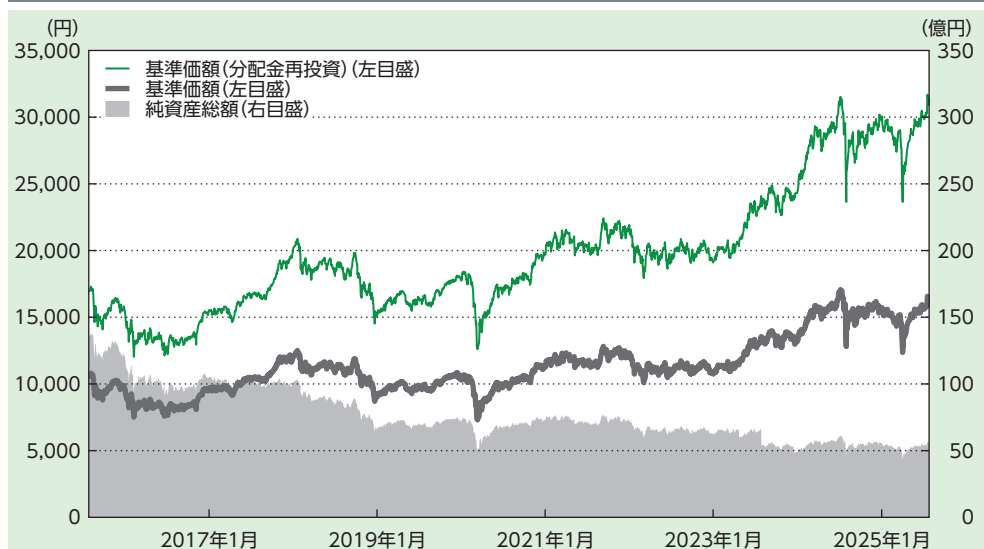
## 各資産クラスの指数について

|                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>日本株</b><br>TOPIX (東証株価指数) (配当込み)                                         | TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。 |
| <b>先進国株</b><br>MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)                                  | MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。                                                                                                                                                                                                       |
| <b>新興国株</b><br>MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)                          | MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。                                                                                                                                                                                                     |
| <b>日本国債</b><br>NOMURA-BPI国債                                                 | NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。                                                                                                                         |
| <b>先進国債</b><br>FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)                                   | FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。                                                                                                                  |
| <b>新興国債</b><br>JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース) | 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.                                                                                                                                                                                                          |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。



## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額 16,471円

純資産総額 56.52億円

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

| 決算期           | 分配金    |
|---------------|--------|
| 2020年12月      | 150円   |
| 2021年12月      | 200円   |
| 2022年12月      | 0円     |
| 2023年12月      | 500円   |
| 2024年12月      | 550円   |
| 設定来<br>分配金合計額 | 8,620円 |

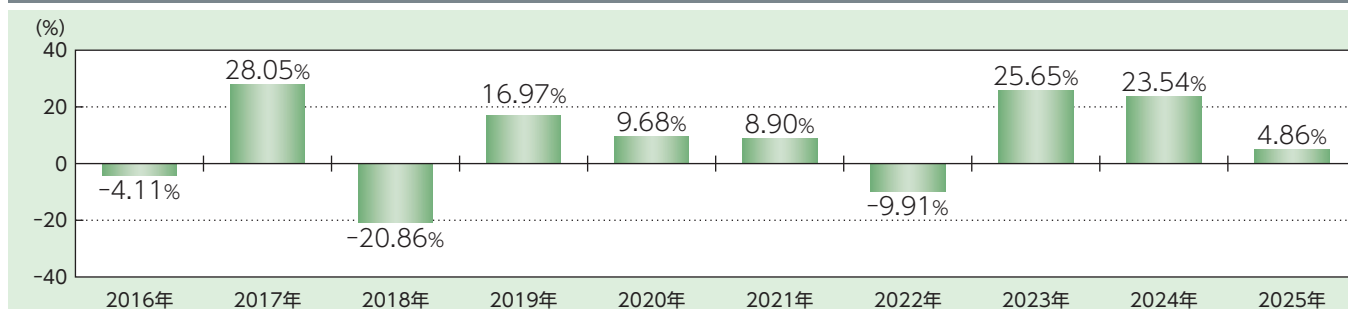
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

| 銘柄名               | 国／地域 | 種類 | 業種    | 実質投資比率 |
|-------------------|------|----|-------|--------|
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 日本   | 株式 | 銀行業   | 5.4%   |
| 三井住友フィナンシャルグループ   | 日本   | 株式 | 銀行業   | 4.1%   |
| トヨタ自動車            | 日本   | 株式 | 輸送用機器 | 3.8%   |
| 伊藤忠商事             | 日本   | 株式 | 卸売業   | 3.8%   |
| ソニーグループ           | 日本   | 株式 | 電気機器  | 3.6%   |
| 東京海上ホールディングス      | 日本   | 株式 | 保険業   | 3.3%   |
| 日立製作所             | 日本   | 株式 | 電気機器  | 3.1%   |
| 任天堂               | 日本   | 株式 | その他製品 | 2.9%   |
| 三菱商事              | 日本   | 株式 | 卸売業   | 2.8%   |
| ディスコ              | 日本   | 株式 | 機械    | 2.7%   |

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※2025年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。



## 手続・手数料等

### お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                         |
| 購入価額              | 購入申込受付日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                                                                 |
| 購入代金              | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金価額              | 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。                                                                                                                                                                                                                          |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                          |
| 申込締切時間            | 原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                          |
| 購入の申込期間           | 2025年9月25日から2026年3月24日までとします。<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                                                                                                                                          |
| 換金制限              | ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                   |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                                                                                                    |
| 信託期間              | 無期限(2003年12月26日設定)                                                                                                                                                                                                                                          |
| 繰上償還              | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。<br>●受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合<br>●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合<br>●やむを得ない事情が発生した場合                                                                                                |
| 決算日               | 毎年12月24日(休業日の場合は翌営業日)です。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 収益分配              | 年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。<br>収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                       |
| 信託金の限度額           | 5,000億円                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 公告                | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 運用報告書             | 毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。                                                                                                                                                                                        |
| 課税関係              | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※上記は、2025年7月31日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。<br>なお、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 |





## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------|----|------|------|-----------------------|------------------------------|------|-----------------------|-----------------------------------------|------|---------------------|-------------------------|
| 購入時手数料              | 購入申込受付日の基準価額に <b>3.3%(税抜 3.0%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                         |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
| 信託財産留保額             | 換金申込受付日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
| 運用管理費用(信託報酬)        | 運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。<br>信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。                                                                                                                                                                                                                                     |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
|                     | 純資産総額に対して <b>年率1.54%(税抜1.4%)</b> を乗じて得た額<br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
|                     | 支払先毎の配分は以下の通りです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
|                     | <table><tr><th>支払先</th><th>内訳</th><th>主な役務</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年率0.605%<br/>(税抜0.55%)</td><td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率0.825%<br/>(税抜0.75%)</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.11%<br/>(税抜0.1%)</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table> |                                         | 支払先  | 内訳 | 主な役務 | 委託会社 | 年率0.605%<br>(税抜0.55%) | 委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価 | 販売会社 | 年率0.825%<br>(税抜0.75%) | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年率0.11%<br>(税抜0.1%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
|                     | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 内訳                                      | 主な役務 |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
| 委託会社                | 年率0.605%<br>(税抜0.55%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価            |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
| 販売会社                | 年率0.825%<br>(税抜0.75%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
| 受託会社                | 年率0.11%<br>(税抜0.1%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                 |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |
| その他の費用・手数料          | 有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。<br><br>・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料<br>・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等<br>・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用                                                                                        |                                         |      |    |      |      |                       |                              |      |                       |                                         |      |                     |                         |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



## 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金                                           |
|--------------|----------|----------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は2025年7月31日現在のものです。

#### (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 1.54%     | 1.53%      | 0.01%     |

※対象期間は2023年12月26日～2024年12月24日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

$\langle x, \tau \rangle$

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

